

## 公益充実資金への積立について

以下の通り、令和7年3月期において、公益充実資金（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第23条。令和7年4月改正前の認定法施行規則にあつては、第18条第1項に規定する特定費用準備資金又は第22条第3項第3号に規定する資産取得資金。）の積立を行います。

- 1 働き方改革推進準備資金 2,025,000円
- 2 調査研究事業準備資金 20,000,000円
- 3 表彰事業準備資金 51,000,000円

# 働き方改革推進準備資金取扱規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下「この法人」という。）の働き方改革推進準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

**第2条** この法人は、働き方改革推進準備資金を設けることができる。

2 働き方改革推進準備資金は、より多様で柔軟な働き方を実現するために、パソコン等のデジタル機器やオフィス環境整備のための什器備品、ソフトウェア等の導入のための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金とする。ただし、令和7年4月1日前においては、改正前の認定法施行規則第22条第3項第3号に規定する資産取得資金とする。

## (積立)

**第3条** 働き方改革推進準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

## (積立限度額)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、働き方改革推進準備資金の積立限度額は、2,025,000円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、働き方改革推進準備資金に要する必要額として、令和7年5月12日の理事会にて承認された別紙見積額とする。

## (運用)

**第5条** 働き方改革推進準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 働き方改革推進準備資金は、他の資金と明確に区別して運用しなければならない。

**第6条** 働き方改革推進準備資金から生ずる運用益については、管理業務に使用するものとする。

## (取崩)

**第7条** 働き方改革推進準備資金は、令和7年度においてデジタル機器やオフィス環境整備のための什器備品、ソフトウェア等購入に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、働き方改革推進準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

## (備置)

**第8条** この規程及びその写しは、当該働き方改革推進準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

## (変更)

**第9条** この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

## 附 則

この規程は、即日施行し、令和7年3月31日に終了する事業年度に係る決算から適用する。

別紙

働き方改革準備資金の見積額及び支出予定時期

支出予定時期	支出対象の購入物品	支出予定額
令和7年度	パソコン	2,000,000円
	ソフトウェア	500,000円

積立限度額

支出予定額合計 250万円×公益目的事業按分割合 81%=2,025,000円

# 調査研究事業準備資金取扱規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下「この法人」という。）の調査研究事業準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

**第2条** この法人は、調査研究事業準備資金を設けることができる。

2 調査研究事業準備資金は、公益目的事業である調査研究事業の成果を外部に開示する報告資料を作成し、充実するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金とする。ただし、令和7年4月1日前においては、改正前の認定法施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

## (積立)

**第3条** 調査研究事業準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

## (積立限度額)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、調査研究事業準備資金の積立限度額は2,000万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、調査研究事業準備資金に要する必要額として、令和7年5月12日の理事会にて承認された別紙見積額とする。

## (運用)

**第5条** 調査研究事業準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 調査研究事業準備資金は、他の資金と明確に区別して運用しなければならない。

**第6条** 調査研究事業準備資金から生ずる運用益については、管理業務に使用するものとする。

## (取崩)

**第7条** 調査研究事業準備資金は、令和7年度から令和10年度までにおいて公益目的事業である調査研究事業の成果を外部に開示する報告資料を作成し充実する費用に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、調査研究事業準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

## (備置)

**第8条** この規程及びその写しは、当該調査研究事業準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

## (変更)

**第9条** この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

## 附 則

この規程は、即日施行し、令和7年3月31日に終了する事業年度に係る決算から適用する。

別紙

調査研究事業準備資金の見積額及び支出予定時期

支出予定時期	支出対象の諸経費	支出予定額
令和7年度	45周年記念事業の企画・事前調査・委員会実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・講師謝礼</li> <li>・資料費</li> <li>・交通費</li> <li>・会議費（企画）</li> </ul>	500,000円 500,000円 400,000円 300,000円 300,000円
令和8年度	45周年記念事業実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・講師謝礼</li> <li>・資料費</li> <li>・交通費</li> <li>・会議費</li> <li>・調査・アンケート等</li> </ul>	1,500,000円 1,000,000円 1,000,000円 500,000円 1,000,000円 2,000,000円
令和9年度	カスタマーサポート領域に関する調査研究（準備） <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・講師謝礼</li> <li>・資料費</li> <li>・交通費</li> <li>・会議費（企画）</li> </ul>	500,000円 500,000円 400,000円 300,000円 300,000円
令和10年度	カスタマーサポート領域に関する調査研究（実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・講師謝礼</li> <li>・資料費</li> <li>・交通費</li> <li>・会議費</li> <li>・調査・アンケート等</li> <li>・印刷・製本費</li> </ul>	1,500,000円 1,000,000円 1,000,000円 500,000円 1,000,000円 2,000,000円 2,000,000円

積立限度額

支出予定額合計 2,000万円

# 表彰事業準備資金取扱規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下「この法人」という。）の表彰事業準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

**第2条** この法人は、表彰事業準備資金を設けることができる。

2 表彰事業準備資金は、公益目的事業であるIT賞等の表彰事業を外部に周知し、加えて審査体制の充実を図り、表彰式等の活動を充実するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金とする。ただし、令和7年4月1日前においては、改正前の認定法施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

## (積立)

**第3条** 表彰事業準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

## (積立限度額)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、表彰事業準備資金の積立限度額は5,100万円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、表彰事業準備資金に要する必要額として、令和7年5月12日の理事会にて承認された別紙見積額とする。

## (運用)

**第5条** 表彰事業準備資金の運用対象は、金融機関への預貯金とする。

2 表彰事業準備資金は、他の資金と明確に区別して運用しなければならない。

**第6条** 表彰事業準備資金から生ずる運用益については、管理業務に使用するものとする。

## (取崩)

**第7条** 表彰事業準備資金は、令和7年度から令和10年度までにおいて公益目的事業である表彰事業を外部に周知し、加えて審査体制の充実を図り、表彰式等の活動を充実する費用に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、表彰事業準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

## (備置)

**第8条** この規程及びその写しは、当該表彰事業準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

## (変更)

**第9条** この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

## 附 則

この規程は、即日施行し、令和7年3月31日に終了する事業年度に係る決算から適用する。

別紙

表彰事業準備資金の見積額及び支出予定時期

支出予定時期	支出対象の諸経費	支出予定額
令和7年度	表彰事業活性化に向けた各種ビジネス誌への広告・記事掲載 ・ 広告宣伝費	15,000,000 円
令和8年度	表彰事業活性化に向けた各種ビジネス誌への広告・記事掲載 ・ 広告宣伝費	15,000,000 円
令和9年度	表彰事業活性化に向けた各種ビジネス誌への広告・記事掲載 ・ 広告宣伝費	11,000,000 円
令和10年度	表彰事業活性化に向けた各種ビジネス誌への広告・記事掲載 ・ 広告宣伝費	10,000,000 円

積立限度額

支出予定額合計 5,100 万円